中国の環境関連分野の最新情報と今後の見通し

林　慈生

経済産業省近畿経済産業局（Team E-Kansai）コーディネーター
佛山早稲田科技服務有限公司　董事長

2020.11.12

講師略歴

- 1998～2000年　中国成美（香港）有限公司（セメント工場勤務）
- 2000～2007年　明海大学日本語課程、経済学修士課程、（イトーヨーカドー・アルバイト）
- 2007～2010年　早稲田大学博士課程（国際関係及び環境・省エネ分野の研究）
  （NPO法人日中協力センター理事、日系企業中国ビジネスコンサルタント兼務）

- 2009～2012年　早稲田大学社会システム工学研究所客員研究員、明海大学講師
  （環境・省エネ分野の国際連携事業の企画及び研究）
- 2010年12月　早稲田大学佛山市南海区連絡事務所設立（広東省と産官学連携）
- 2011年01月　佛山早稲田科技服務有限公司設立、代表就任（現職）
- 2011年～現在　経済産業省近畿経済産業局（Team E-Kansai）コーディネーター

  日本貿易振興機構（JETRO広州）環境・省エネ分野コーディネーター

  国家環境集積区環境顧問、南海区環境保護産業協会理事
- 2015年5月～　中国科学院共同設立環境技術移転サービスセンター主任

会社紹介 COMPANY PROFILE

2011年1月10日　設立

【業務概要】

- 日系企業の中国進出支援、販路開拓サポート、ビジネスマッチング支援
- 現地日系企業の環境対策支援、環境管理コンサルティング
- 国家環境サービス業華南集積区の対外交流協力センターの運営

2007
早稲田大学
早稲田大学・経済産業省・広東省政府との産官学連携プロジェクトからスタート

2009-2011
経済産業省
日本貿易振興機構
経済産業省環境近畿経済产业局、JETRO広州日中環境協力事業支援。

2011
国家环境服务业华南聚集区
中国生態環境部認定華南環境産業集聚区の対外交流センター運営

2015
広東省科技厅
広東省科技庁と近畿経済産業局との協力事業支援、日中環境・省エネ合作プロジェクト案件創出支援

日中交流・環境ビジネスの架け橋

目次
CONTENTS

01 中国環境政策動向分析

02 中国環境新規制の解読

03 中国環境経済今後の見通し

04 事前質問への回答

01 中国環境政策動向分析

中国の環境政策動向

第十八回全国代表大会以来、習近平総書記は環境問題を非常に重視し、「緑水青山は金山銀山である」の理念を強調した。

近年、環境に関する法律法規、司法解釈が相次いで打ち出され、国家最高人民法院と最高人民検察院は環境問題に対して多くの指導案を発表し、環境違法企業に対する厳しい姿勢を見せている。

厳格化が進む環境保護制度の下で、中国の汚染排出企業は環境管理のチャレンジと向き合わなければない。
一方、環境技術・設備・サービスを提供する企業にとっては、大きなビジネスチャンスが秘めている。

01 環境汚染防止戦略

02 環境影響評価制度の改革

03 環境税の徴収

04 環境モニタリング制度改革

05 汚染物質排出許可証制度の実施

06 中央政府による環境監督

環境汚染防止戦略

2018年、習近平は全国生態環境保護大会において、**「環境汚染防止戦略」**（坚决打好污染防治攻坚战）という理念を掲げ、**習近平生態文明思想**を確立した。近年打ち出した重要環境保護措置と汚染防止策は、すべてのこの理念の基に展開されている。

環境汚染防止戦略

1. **大気汚染防止対策**
   重点管理業種と分野は鉄鋼、火力発電、建材などの業界であり、エネルギー構造を最適化し、PM 2.5濃度を低減する。
2. **水汚染防止対策**
   長江経済帯は大型開発を避け、都市の黒臭水体と農村環境を整備し、水源の生態を保護する。
3. **土壌染防止対策**
   農業、居住、商業用地の重金属汚染を整備し、固体廃棄物汚染の防止を強化する。
4. **「グリーン発展」理念**
   環境保護など戦略的新興産業と現代サービス業を発展させ、シンプルで**低炭素の生活方式**を提唱する。
5. **生態保護と修復**
   重要な生態系の保護と修復工事を実施し、生物多様性を確保する。

環境影響評価制度の改革 ≫

2018年以来、中国の環境影響評価制度は主に以下の原則に基づいて展開してきた。

1. 政府機能の転換と最適化（管理とサービスのバランスを取る）

2. 企業主体責任の強化

3. ビジネス環境の改善

環境影響評価制度改革による重要変化点

01 環境への影響とリスクの低いプロジェクトに対して環境アセスメントを免除

生態環境への影響が小さく、リスクが低いプロジェクトは「免除リスト」に組み入れられ、環境アセスメントは不要とし、審査や登録も要求しない。

02 厳重汚染企業を重点管理

石化、採掘、冶金、医薬品、建材、メッキ、捺染、危険廃棄物処理などの業界を「重点管理業界リスト」に組み入れ、建設プロジェクトの承認申請、施工、運営などの各段階に重点監督管理を実施し、厳格に環境アセスメント審査を行う。

03 承認後の監督管理を強化

環境アセスメントに応じて「三同時」を実施しない企業に対しては、汚染物質排出許可証の発行と生産投入を許可しない。違法行為と環境管理問題がある場合には、厳しく処罰する。

04 第三者のサービス機関を厳格管理

第三者サービス機関に対して、評価審査と信用管理システムを確立し、環境手続き資料の偽造などの行為に対する処罰措置を強化。

環境モニタリング制度改革

環境モニタリング制度は生態環境の管理と生態文明の建設を強化するための支えとして、近年、最適化改革を続けてきた

1 **生態環境モニタリングの統一監督管理を強化**

環境主管部門は、要求に従って統合的な指導、標準規範の制定、ネットワークの整備、データ管理、情報発表を行い、統一的なモニタリング評価を実施する。

2 **汚染物質排出企業の自主モニタリングの責任を明確化**

汚染物質排出企業は、汚染源の自己監視と情報公開制度を厳格に実行しなければならない。

3 **第三者監督機関と民衆監督の役割を発揮**

専業化、良質化のモニタリング機関の形成を促進し、広報を強化させる。その上通報ルートを広げ、公衆の監督を便利化。

汚染物質排出許可証制度の実施 ≫

国家環境部は、2018年1月10日に「汚染物質排出許可管理法（試行）」を発表し、汚染物質排出許可証の審査手順などの内容を定め、環境部門、汚染物質排出企業と第三者機関の法律責任を細分化し、改善と汚染物質排出許可制のための堅実な一歩を踏み出した。

01

汚染物質排出企業は、法律に従って、汚染物質排出許可証を保有し、汚染物質排出許可証の規定により汚染物質を排出しなければならない。

02

汚染物質の発生量と排出量が大きい、または汚染物質が環境に有害な場合は、重点管理を実施する。
他の汚染物質排出企業に対して汚染物質排出許可を簡略化して管理する。

03

汚染物質排出許可証の初回発行：有効期間　3年
継続更新：有効期限　5年

中央政府による環境監督

中国国務院弁公庁は、2019年6月に「中央生態環境保護監督業務規定」を実施した。
中央は 、 生態環境保護監督管理制度を実行し、省、自治区、直轄市党委員会と政府、国務院関係部門
及び関連中央企業などの組織に対して生態環境監督を行う。

中央環境監督の重要項目

1. 環境手続きのコンプライアンス
2. 環境竣工検収手続きの完備
3. 廃水・排ガス処理施設の完備
4. 固体・危険廃棄物の規範化管理

中央環境監督の対応策

一、環境保護政策を厳格に実行
二、環境設備をグレードアップ
三、工場の生産環境を改善
四、廃水、排気ガス、騒音、危険廃棄物の管理対策を強化
五、クリーン生産を実施
六、環境緊急管理体系と制度を健全化
七、環境管理規範化

02 中国環境新規制の解読

近年改正・修正・新設された環境関連法律 ≫

改正

1.『中華人民共和国環境保護法』（2015年1月1日から実施）

2.『中華人民共和国大気汚染防止法』（2016年1月1日から実施）

3.「中華人民共和国固体廃棄物汚染環境防止法」（2020年9月1日から実施）

修正

1.「中華人民共和国水汚染防止法」（2017年修正）

2.「中華人民共和国環境影響評価法」（2016、2018年修正）

新設

1.『中華人民共和国環境保護税法』（2018年1月1日）

2.『中華人民共和国土壌汚染防止法』（2019年1月1日）

3. VOCsに関する7項の新基準（2020年12月1日から実施）

中国環境保護法（改正）≫

■公布：2014年4月、施行：2015年1月

■主なポイント

（行政責任の強化）

・県級以上の関係行政機関は、汚染物質排出に関する**現場検査の権限**を有する。（24条）

・汚染物質を排出する**施設等の封印、差押え**を行うことができる。（25条）

・上級政府および環境保護主管部門は、下級人民政府およびその関係部門の環境　保護業務に対する**監督を強化**し、**行政罰の決定**を直接下すことができる。（67条）

・違法な行政許可、環境違法行為の隠蔽、行政の不作為等があった場合の　関係**行政機関の責任者に対し処分**でき、**刑事責任を追及**できる。（68、69条）

中国環境保護法（改正）（つづき）≫

（罰則の強化）

・汚染物質を違法に是正命令を受けてもそれに従わなかったときは、**一日単位で連続して処罰（日割連続罰金）**が行われ、その過料が加算されていく。（59条）

・環境違法の責任者を10日以上15日以下の拘留に処する。

（情報公開、公衆参加）

・国民が法に基づき環境情報を取得し、環境保護に参加し、それを監督する権利を有する。（53条）

・各種環境情報や**違反企業名等の公開**しなければならない。（54～56条）

中国大気汚染防止法（改正）≫

■■公布：2015年8月、　施行：2016年1月

■主なポイント：

（処罰規定99条）

以下のいずれかのケースにあてはまる場合、県級以上の政府の環境保護部門は、是正あるいは**生産の制限、停止**を命じ、かつ、**10万元以上100万元以下の罰金**を科す。状況が深刻な場合、権限をもつ人民政府の批准を通して**生産停止、閉鎖**を命じる。

①汚染物質**排出許可証を取得せず**に汚染物質を排出した場合

②大気汚染物質排出基準あるいは重点汚染物質排出**総量規制指標を超過**している場合

③監視から逃げる方式で大気汚染物質を排出した場合

（処罰規定100条一部抜粋）

以下のいずれかのケースにあてはまる場合、県級以上の政府の環境保護部門は、是正を命じ、**2万元以上20万元以下の罰金**を科す。是正を拒否する場合、生産停止を命じる。

①大気環境質量観測施設あるいは大気汚染物質自動観測設備を横領、破損、無断で移動、改変した場合

中国大気汚染防止法（改正）（つづき）≫

②規定に基づき、工業排ガス、有毒大気汚染物質の観測、**原データの保存**を行わない場合

③規定に基づき、大気汚染物質の自動観測**設備を使用していない**、環境保護部門の観測設備ネットワークに接続していない、あるいは**観測設備を正常に稼働**させていない場合

（処罰規定108条一部抜粋）

以下のいずれかのケースにあてはまる場合、県級以上の政府の環境保護部門は、是正を命じ、**2万元以上20万元以下の罰金**を科す。是正を拒否する場合、**生産停止**を命じる。

①VOCを含む排ガスを生み出す生産・サービス活動を密閉された空間あるいは設備の中で行わず、**規程に基づき処理設備を設置、使用**せず、あるいは**排ガスを減少させる措置**を講じていない場合

②工業塗装企業が**低VOCの塗料を使用**せず、**保存台帳のシステムを確立**していない場合

③有機溶剤を生産、使用する石油、化工関連企業がパイプ、**設備の日常的な修理、維持**業務をせず、漏れた物質の適時の回収、処理を行わない場合

中国環境保護税法 ≫

■公布：2016年12月、　施行：2018年1月

■主なポイント：

（納税対象者）

・中国が管轄する国内および海域において課税対象となる汚染物質を排出する企業およびその他の経営者（2条）

（課税対象物質）

・大気汚染物質、水質汚染物質、固形廃棄物、騒音（3条）

（税金が軽減されるケース）

①課税対象の大気汚染物質または水質汚染物質の濃度が、**排出基準を30％下回る**場合、環境保護税を**25％減免**する。

②課税対象の大気汚染物質または水質汚染物質の濃度が、**排出基準を50％下回る場合**、環境保護税を**50％減免**する。（13条）

中国水汚染防止法（改正）≫

2018年1月1日から実行された最新の「中華人民共和国水汚染防止法」では**各級政府の水環境品質責任**を更に明確し、**総量規制制度**と**汚染物質排出許可制度**を実施し、**農業面の源汚染防止**と違法行為に対する処罰力を強化した。

さらに、**公衆の健康と生態環境の影響、不法汚染行為と環境データ偽造防止、都市下水処理場の運営、畜禽養殖汚染防止、飲用水の水源地保護と管理**などの内容に対しても相応の内容を追加し、修正を行った。

汚水排出企業が注意すべき新規制のポイント！

1 総量規制制度と汚染物排出許可制度を実施

- 企業は法律、行政法規の規定に従って排出口を設置し、汚染物質排出許可証を取得しなければならない。
- 企業は、排出した汚水に対して自主的にモニタリングを行い、データを保存する必要がある。
- 重点企業は、オンラインモニタリング装置を設置し、環境主管部門のモニタリング設備と繋がる必要がある。

2 汚水の違法排出に対する処罰を強化

- 違法行為に対する罰金の金額は10万元から、最高100万まで課せられる。
- 違反行為がされに厳重な場合は、企業に生産制限、生産停止、休業、閉鎖を命じられる可能性もある
- 環境破壊罪を構成せれば、刑事責任も追及される

中国水汚染防止法（改正）≫

■公布：2017年7月、　施行：2018年1月

■主なポイント：

（処罰規定83条）

以下のいずれかのケースにあてはまる場合、県級以上の政府の環境保護部門は、是正あるいは**生産の制限、停止**を命じ、かつ、**10万元以上100万元以下の罰金**を科す。状況が深刻な場合、権限をもつ人民政府の批准を通して**生産停止、閉鎖**を命じる。

①法に基づき汚染物質**排出許可証を取得**せず、水汚染物質を排出した場合

②水汚染物質**排出基準**あるいは重点汚染物質排出**総量規制指標を超過**している場合

③排水穴、裂けた隙間などを利用して**観測データを偽造**したり、あるいは水**処理施設を正常に稼働**しないことを通じて水汚染物質を排出した場合

④規定に基づき事前処理せず、集中処理施設に処理要求に適合しない工業廃水を

排出した場合

中国水汚染防止法（改正）（つづき）≫

（処罰規定85条一部抜粋）

以下のいずれかのケースにあてはまる場合、環境保護部門は、違法行為をやめさせ、期限までに対策を講じ、汚染を除去することを命じ、**罰金を科す**。処理能力のある企業に処理させ、**費用は違法行為を犯した企業が負担**する。

①河川、湖沼などに油性、酸性、アルカリ性の液体を排出した場合

②河川、湖沼などに毒性のある廃液、あるいは水銀、鉛などの毒性の強い可溶性物質を排出した、あるいは地中に埋めた場合

…

⑥国家の規定、基準に違反し、河川、湖沼などに放射性物質を含む廃水を排出した場合

⑦漏れ防止措置を講じず、地下水水質検査を設置せず観測を行わなかった場合

前項のいずれかの場合は、 **2万元以上100万元以下の罰金**を科す。状況が深刻な場合、権限をもつ人民政府の批准を通して**生産停止、閉鎖**を命じる。

中国土壌汚染防止法 ≫

■**公布：2018年8月、　施行：2019年1月1日**

■**概要：**

- 中央政府レベルで「土壌汚染防止行動計画（土十条）」（2016年5月）

  「汚染地土壌環境管理試行弁法」（2016年12月）

  「鉱工業用地の土壌環境管理弁法（試行）」（2018年5月）
- 広東省レベルで「広東省土壌汚染防止行動計画実施方案」（2016年12月）

  「広東省土壌汚染防止業務プログラム」（2017年8月）
- ２０１９年1月から施行される土壌汚染防止法は、土壌汚染について包括的に規定した中国初の国家レベルの法律。
- 本法第45条では、汚染者負担の原則に則り、**「土壌汚染の責任者」が土壌汚染のリスク管理と修復を行わなければならない**と明記。また、土壌汚染の責任者を特定できない場合、**土地使用権者が土壌汚染のリスク管理と修復**を行わなければならないとされている。

中国土壌汚染防止法（つづき）≫

- **（第46条）土壌汚染のリスク管理と修復の義務**

  土壌汚染状況の調査、リスク評価、リスク管理、修復、リスク管理の効果の評価、修復の効果の評価、事後管理などの業務に伴い発生する費用は、土壌汚染の責任者が負担するものとする。

- **（第87条）処罰規定（一部）**

  本法の規定に違反し、農用地において、重金属、あるいはその他の有害物質を含む環境基準を超えた汚水、汚泥および土壌汚染をもたらしうる尾鉱、スラッグなどを排出した場合、地方政府の環境保護部門は、是正を命じ、**10万元以上50万元以下の罰金**を科す。状況が深刻な場合、**50万元以上200万元以下の罰金**を科す。また、当該案件を公安機関に移管し、その直接責任を負う主管者およびその他の**直接の責任者を5日以上15日以下の拘留**に処することができるものとする。

VOCsに関する7項の新国家標準 ≫

2018年国家が制定した『青空防衛戦三年行動計画』を実行するために、2020年3月4日、国家市場監督管理総局（国家標準化管理委員会）はVOCsに関する国家強制基準7項目を発行した。

そのうち塗料（木製品塗料、建築塗料、自動車塗料、工業防護塗料を含む）、接着剤、インク、洗浄剤に中のVOCs測定方法と含有量制限値を新たに規範化し、幅広い業界の生産・供給企業に影響を与えることが予測される。

標準番号	標準項目	公表日	実施日
GB 18581-2020	**木器塗料**における有害物質の制限量	2020.03.04	2020.12.01
GB 18582-2020	**建築用壁面塗料**における有害物質の制限量		
GB 24409-2020	**車両塗料**における有害物質の制限量		
GB 30981-2020	**工業用保護塗料**における有害物質の制限量		
GB 33372-2020	**接着剤**における揮発性有機化合物の制限量		
GB 38508-2020	**洗浄剤**における揮発性有機化合物の制限量		
GB 38507-2020	**インク**における揮発性有機化合物の制限量		2021.04.01

■ VOCsに関する新規制の実施による企業への影響

1 既存規制のない業界は新規制の対応に戸惑う

この度実施するVOC関連の７項の新規制においては、既存規制がないも項目もある。

例えば、従来ではインクと洗浄剤のVOCs含有量に対する専門的な規制がないため、**インクと洗剤を生産、使用、販売する企業が、自社の製品が果たして規制を違反しているかの判断がつかない企業も少なくない。**

2 新標準の規制はすべての応用業界に適用しない

例えば、「洗浄剤におけるVOCs制限値標準」（**GB 38508-2020**）は工業生産とサービス活動で使われる洗浄剤に適用されるが、航空宇宙、核工業、軍工業、半導体（集積回路を含む）製造用洗浄剤には適用されない。

実際の応用状況によって規制範囲内であるかどうかを分析する必要がある。

■ VOCsに関する新規制の実施による企業への影響

3 全体的にVOCs含有量の制限が厳格化され、企業の生産コストとプロセスに影響を与える可能性がある

例えば、「建築用壁面塗料における有害物質の制限量新標準」（**GB 18581-2020**）が実施された後、油性塗料の使用が全面的に禁止され、水性塗料の応用に切り替えるのが避けられない。**水性塗料の性能向上と応用拡大に対する需要が一層強くなるに違いない。**

4 新基準に適合しない製品の関連サプライチェーンが影響を受ける可能性がある

新基準に適合しない製品は、実施日以降、生産・販売・使用不可となる。違反した場合、《中華人民共和国標準化法》の関連条例に違反すると見なし、民事もしくは刑事責任が追及される。例えば、「車両塗料における有害物質の制限量新基準」（GB 24409-2020）の実施に従え、塗料生産企業は新基準に合わせて**生産レシピとプロセスを調整する**必要がある。整車メーカーが塗料を**購入し・検収する際にも、製品が国家基準に適合していることを確保**する必要がある。

中国固体廃棄物汚染環境防止法 ≫

第十四回五年計画の生態文明建設目標を達成すべく重要な一環として、**2020年9月1日**から新たに改正した『中華人民共和国固体廃棄物汚染防止法』を実施した。

固体廃棄物の違法管理**行為の罰則額を広く引き上げ、最高で500万元までの罰金**が科せられる。

なお、**日割処罰、行政拘留、差し押さえ**などの法律執行措置も追加されている。

工場内の廃棄物管理が非規範的
廃棄物識別マークが付けていない

≫ 10万元以上の罰金

廃棄物が漏洩、環境損害
貯蔵場所内の排水溝に廃油浮遊物発見

≫ 刑事法を違反

許可証なしで危険廃棄物の収集、
貯蔵の経営活動に従事

≫関連責任者を行政拘留

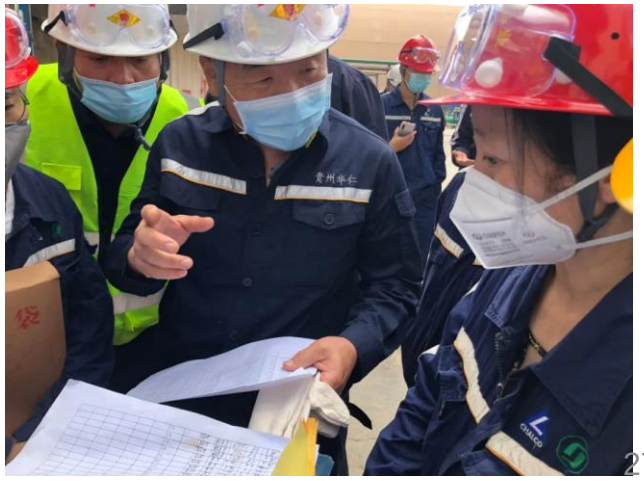

■ 固体廃棄物汚染防止法からの新しいビジネスチャンス

生活ゴミの分類管理を強化

現在中国全国では237以上の都市が**ごみの分類**を開始し、そのうち46個の重点都市ではごみ分類のカバー率が53.9%に達している。（上海、厦門など14の都市の生活ゴミの分類のカバー率は70%を超え）

建築ゴミの汚染防止を推進

中国の年間建築ゴミの量は約15～24億トンで、都市ゴミの割合は約40%を占めている。新規制では**建築ゴミの汚染防止、分類処理、科学的な回収、総合利用**などの全過程管理を強化する関連規定を定めた。

使い捨てプラスチック製品を制限

包装過剰問題を解決するために、新規制ではグリーン包装を推奨し、包装物の回収を強化させる。ビニール袋などの**使い捨てプラスチック製品の回収と、リサイクル・回収・分解可能な代替製品の普及**を積極的に推進する。

生産者責任延長制度を明確

第66条では、**電気電子、鉛蓄電池、自動車用動力電池**などの生産者は規定に従って、自主建設または委託などの方式で、製品の販売量に合致する**廃棄物回収システムを構築**・開示し、資源の有効な回収とリサイクルの実現を要求している。

03 中国環境経済今後の見通し

第十四回五年計画の生態文明建設目標

全体的な発展方向

01 **資源･エネルギーの節約と構造の最適化を持続的に推進する**

02 **大気、水、土壌、新型汚染の対策に総力を挙げる**

03 **生態保護と修復を強化する**

04 **自然資源保護作業における民生問題を解決する**

05 **生態環境分野のデジタル化、スマート化を推進する**

重点施策

- 都市と農村の生活環境を改善し、都市全域をカバーする汚水管理ネットワークを推進し、都市の黒臭水体問題の解決を目指す。
- 化学肥料・農薬の減量と土壌汚染対策を推進し、プラスチックによる汚染対策を強化する。
- 重点地区の危険化学品生産企業の移転・改造を完成させる。
- 全面的に汚染物質排出許可制度を実行し、汚染物質排出権、エネルギー使用権、水使用権、CO_2排出権の市場化取引を推進する。
- 気候変動などの生態環境保護国際協力活動に積極的に参与する。

04 事前質問への回答

中国で工場設立する際の環境注意点

- 中国で工場を新設し、工業建設プロジェクトを行うには、現地の生態環境管理に関する文書に注意する必要がある。
- 上海を例に、上海市政府は2020年7月1日から、「生態環境区分管理に関する実施意見」を実施した。
- この規制では、経済発展において自然資源・生態環境を保護する原則を明確にしたものである。
- 「実施意見」は、上海2035年の都市計画の全体目標と環境品質管理目標の実現をめぐって、エリアを分けて建設プロジェクトの参入許可要求を設定している。

01 高強度の工業と都市建設を禁止・制限し、都市の生態機能を確保する。

02 工業産業園区の空間配置を最適化し、産業の転換とグレードアップを促進し、汚染排出抑制と環境リスク予防・制御を強化する。資源の利用効率を向上させる必要がある。

03 港区は船舶汚染のコントロールを強化し、岸電気とクリーンエネルギーの代替作業を推進する。

04 中心都市区はハイエンド生産性サービス業と高付加価値都市型工業を発展させる。

★硝酸の使用による廃水発生があるような工場は原則的に上海周辺都市での建設許可は取りにくいと考えられる。
具体的な生産プロセスと環境影響評価内容によって受け入れられる地域を選択する必要がある。

コロナ影響におけるビジネスについて

新コロナウイルスは、中国経済に一定の衝撃を与えたが、中国の製造、市場、サービス・貿易における優位性は依然として存在している。今後中国市場の投資は、以下の分野をより重視すると考えられる。

01 戦略的新興産業

新エネルギー、新材料、生命生物工学、情報技術、次世代新技術、省エネ・環境、新エネルギー自動車、人工知能、ハイエンド装備製造

02 現代製造業

航空機と航空機、高速鉄道、原子力発電、特別高圧変電設備、デジタル制御機械、現代船舶と海洋装備

03 サービス業

サービス業はコロナで大きな影響を受けたが、ネットショッピング、オンラインレジャー活動など現代技術を活用したサービス業の成長スピードは凄まじいものである

中国の市民環境教育活動の現状

国家発展計画と法律法規が生態環境保護を重視する中、ここ数年来で各レベルで環境教育体制を構築してきた。しかし、全体的に中国の市民環境教育はまだ発展途上であり、人々の環境意識はさらに強化されていく必要がある。

国家機関

- 生態環境部広報教育センター

社会組織

- 中華環境保護基金会

地域団体

- 各地の住民コミュニティ組織

企業・メディア

- Tencentテクノロジー等

住宅街・団地で展開する環境宣伝教育活動

一般市民向けの環境テーマのレジャーイベント

マップアプリでエコ理念を宣伝

芸能人の環境保護活動

ご清聴ありがとうございました！

お問合せ：

佛山早稲田科技服務有限公司

董事長　林　慈生

E-mail：lcs@wts-cn.com

携帯：158-2069-6653（日本語可）